

\\ 令和8年度も実施します！ //

# 住まいの防犯用品 購入費補助事業



消費税を含む  
購入費用の1/2の金額 最大 **15,000** 円 補助！

## 補助対象

●令和7年度に申請された方は対象外です

### 1 侵入盗被害を未然に防ぐための防犯機器等

#### ■ 対象品目

- ㊦ 防犯カメラ（室内用カメラを除く）
- ㊧ カメラ付きインターホン
- ㊨ 防犯フィルム・防犯ガラス・面格子
- ㊩ 人感センサーライト
- ㊪ 補助錠や防犯性能の高い鍵
- ㊫ 防犯砂利
- ㊬ ダミーカメラ
- ㊭ その他侵入盗被害防止に有効な防犯機器等

★防犯機器を購入、申請する場合に限り、以下費用についても補助対象となります。

- ◎購入した防犯機器の設置を専門業者に依頼した際に発生した設置工事費
- ◎購入した防犯機器を設置するために最低限必要な専用の取付金具の購入費
- ◎購入した防犯機器の機能を発揮するために最低限必要な記録媒体・付属品等の購入費

### 2 迷惑電話防止機能付固定電話機

- 申請者が令和8年3月31日時点で**64歳以上**の場合に補助されます。
- 補助金額は固定電話機購入額の2分の1で、最大5,000円です。
- 固定電話機と対象となる防犯用品を合わせて申請することができます。  
電話機の補助金額（最大5,000円）とその他対象品の合計補助金額を合わせて最大15,000円です。

(例1) 固定電話機の購入額：20,000円→補助金5,000円  
その他の対象品の合計購入額：30,000円→補助金10,000円 合計15,000円

(例2) 固定電話機の購入額：8,000円→補助金4,000円  
その他の対象品の合計購入額：30,000円→補助金11,000円 合計15,000円

#### 購入期間

令和8年4月1日～令和9年1月29日

#### 申請期間

令和8年6月1日～令和9年1月29日

●申請前に必ず本パンフレットをお読みください

補助金の交付は、世帯単位とし  
**1世帯につき1回限り**  
です。

## 補助対象者

- ・ **令和7年度に「住まいの防犯用品購入費補助金」の交付を受けていない方**
- ・ **防犯用品の購入日と補助金の申請日において、国分寺市に住民登録があり、居住の実態がある世帯の代表者（申請者は世帯主でなくとも可）**  
※世帯の代表者＝「商品購入者」かつ「補助金振込先の口座名義人」で「補助金の申請者」となる方

## 補助金額

商品購入費用（消費税含む）の2分の1  
**上限 15,000 円まで**

※迷惑電話防止機能付固定電話機購入の場合は、別途補助条件があります。

## 提出書類

- ① 交付申請書 兼 請求書
- ② 誓約書
- ③ 補助対象商品の購入を証明する領収書またはレシート等


※**適格請求書を含む請求書は提出書類として認められません。**  
※**購入者、商品名、購入金額の内訳が確認できるものをご準備ください。**  
(領収書やレシートに記載がない場合、内訳書や振込明細書等を合わせてご提出ください)

## 補助の流れ

① 購入	補助対象商品の購入	令和8年4月1日～令和9年1月29日
② 申請	補助金の申請	令和8年6月1日～令和9年1月29日
③ 審査	提出書類の審査	申請に不備がある場合など、状況により審査が遅れることがあります。
④ 支給	決定通知書の送付 補助金の支給	決定通知書を送付後、指定口座に振り込みます。 (申請から1～2か月程度)

## 申請方法

※令和7年度に申請された方は対象外です。  
※令和8年4月1日～令和9年1月29日の期間内に購入した分が補助対象です。

	電子申請	郵送	窓口申請
提出物	・ 2次元コードもしくはホームページのURLより必要事項を入力 ・ 補助対象商品のレシートか領収書のデータを申請時に添付	・ 申請書兼請求書 ・ 誓約書 ・ 補助対象商品のレシートまたは領収書等	・ 申請書兼請求書 ・ 誓約書 ・ 補助対象商品のレシートまたは領収書等
提出先	 ←電子申請はこちら	〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18 国分寺市 防災安全課 防犯担当	国分寺市役所 3階 防災安全課窓口
締切	令和9年1月29日（金） 17：00まで	令和9年1月29日（金） 消印有効	令和9年1月29日（金） 土日祝日を除く9：00～17：00 (12：00～13：00を除く)

# ❗ 購入、申請前に必ずご確認ください

- ・令和7年度に「住まいの防犯用品購入費補助金」を申請された方は**対象外**です。
- ・ポイントやクーポン、金券（ギフト券、商品券等）を使用された場合、その使用分は**対象外**となります。使用分を差し引いた金額にて申請をお願いいたします。
- ・送料や、保険料、機器の交換等に伴う撤去費用は**対象外**です。
- ・ホームセキュリティの委託費用等、毎月の支払いが生じるものは**対象外**です。
- ・レシートから商品が判別できない時は、店舗または申請者に確認する場合があります。
- ・個人売買（フリマアプリ等も含む）は**対象外**です。
- ・通販で購入された場合も、請求書や適格請求書ではなく領収書をご提出ください。また、領収書の発行方法についてはご自身で購入先へお問合せください。

## よくある質問

Q1

マンションや賃貸住宅でも申請できますか。

オーナーとしてではなく、**居住者として申請する場合は可能**です。ただし、共用部分に設置する場合は、申請者の自宅の出入口を主に監視するなど、当該住戸の防犯を主たる目的として設置されるものに限り対象です。

Q2

申請書に添付する領収書が、複数枚に分かれていても申請可能ですか。

**対象期間内に購入されたものであれば合算して申請可能です。**ただし、申請後に購入商品を追加することはできません。

Q3

1枚の領収書に補助対象物品と対象外物品が同時に計上され、かつポイントも使っているような場合、対象額はどのように考えれば良いですか。

使われたポイントを**按分し、対象物品の経費から除算した金額**が補助基準対象額となります。

Q4

◎購入した防犯機器を設置するために最低限必要な専用の取付金具とは何ですか。

防犯カメラを設置する場合の専用の取付金具など、機器の設置に必要な付属品を指します。なお、延長コードや配線、工具等は防犯機器特有のものではないため対象外となります。

Q5

◎その他侵入盗被害防止に有効な防犯機器等とは何ですか

以下が対象例となります。

- ・ドア開閉センサーやセンサーアラーム
- ・雨戸や門扉等
- ・サムターンカバー
- ・防犯ステッカー
- ・防犯シャッター

**対象が判断できない場合は、防災安全課までお問合せください。**

Q6

◎購入した防犯機器の機能を発揮するために最低限必要な記録媒体・付属品等とは何ですか。

録画機能のある防犯機器に使用するSDカードや、電池式の防犯機器を稼働させるための電池などを指します。なお、機能を拡張するための機器（スマートロック製品のハブ等）や予備の付属品等は必要最低限の範囲に含まれないため対象外となります。

申請内容に不備がある場合は、ご連絡させていただきます

# 記入例

- 提出いただく申請書は請求書も兼ねています。
- 修正や訂正がある場合は、**申請者欄に押印のうえ、二重線+訂正印**で修正できます。

様式第1号(第8条関係)

## 国分寺市住まいの防犯用品購入費補助金 交付申請書 兼 請求書

(あて先) 国分寺市長

申請者	住所	東京都 国分寺市 泉町 2-2-18
	フリガナ	市役所ハイツ 301 コクブンジ ハナコ
	氏名	国分寺 花子
	生年月日	1956年 1月 日
	電話番号	

国分寺市住まいの防犯用品購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請及び請求します。また、交付決定がなされた後、この申請の審査に必要な範囲で、国分寺市が世帯員の住所を調査する場合があります。

住まいの防犯用品購入等の内容	裏面のとおり
購入金額税込(合計)	★ ¥ 5 万 8 千 2 百 8 十 0 円
補助金申請額(請求額)	☆ ¥ 2 万 8 千 0 百 0 十 0 円

補助金は、下記の口座に振り込まれます。

金融機関コード	振込先	口座名
1 2 3 4 5 6 7	国分寺銀行	泉町
8 9		

国分寺 花子

修正・訂正が必要な場合は  
名前の横に印が必要です。

裏面の「交付申請書 兼 請求書」下部の  
合計金額と同額を記入してください。

金融機関コードを  
必ず記入してください。

申請者と同じになります。

## 国分寺市住まいの防犯用品購入費 消費税込みの金額を記入してください。

■ 迷惑電話防止機能付固定電話機 (購入していない方は記入不要)

購入品の型番・商品名・数量・金額をご記入ください。

補助対象品目	型番	商品名	数量	金額
迷惑電話防止機能付固定電話機	KD-PR007-DL	●●コードレス電話機	1	A 12,100 円(税込)
				※上欄5,000円
A 12,100 + 2 =				B 5,000 円

■ 住まいの防犯用品 (迷惑電話防止機能付固定電話機以外)

金額欄には本体費用に加え、設置工事費、取付金具、備品等の費用を含めた総額を記入してください。

購入品の型番・商品名・数量・金額をご記入ください。

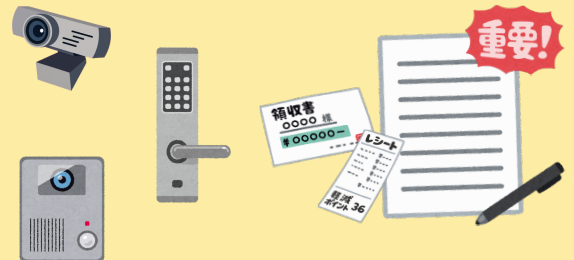
補助対象品目	型番	商品名	数量	金額
防犯カメラ	TC-1 DO-9	●●●防犯カメラ ▲▲防犯カメラ	2	28,600 円(税込)
カメラ付きインターホン	Q-538	●●テレビドアホン	1	16,500 円(税込)
				小計 C 46,180 円(税込)
C 46,180 + 2 =				D 23,000 円

購入金額(税込)合計 A 12,100 + C 46,180 = 58,280 円(税込)

補助申請額(請求額) B 5,000 + D 23,000 = 28,000 円

- ポイントを利用して商品等を購入した場合は利用したポイント分を除いた金額を記入してください。
- 商品の送料や手数料は補助対象外です。
- 工事費や付属品の購入費等を申請する方は対応する防犯用品と同じ項目に記入をお願いします。(対象費用についてはパンフレットをご確認ください)

- 領収書、レシートは購入者、商品名、購入額の記載があるものを添付してください。
- 領収書、レシートに記載された日付を購入日と判断いたします。購入後、領収書がすぐに発行されない場合もございますので商品の取付や購入は余裕をもって行ってください。



※領収書やレシートがやむを得ない事情により発行できない場合、購入日、購入者、商品名、購入金額の内訳、お支払いが完了していることがそれぞれ確認できる書面をご提出ください。(複数枚の提出も可能です)

## お問い合わせ



国分寺市 総務部  
防災安全課 防犯担当  
TEL:042-312-8685